

あったかふれあいセンター事業に関するQ&A（H27.4）

項目	質問	回答
人員体制	1 コーディネーターの他業務との兼務について、あったかふれあいセンター事業での人役は最低何人役必要か。	地域福祉コーディネーターは、地域福祉の拠点を中心に、地域や関係機関のネットワークを構築しながら、地域ニーズや課題に対応した支え合いのしくみづくりを推進する役割を担っていただくことを期待しており、地域福祉の拠点ごとに原則1人役は必要と考えている。ただし、複数あったかふれあいセンターの拠点を設置する場合や、兼務業務の内容（地域支援事業の生活支援コーディネーターや生活困窮者自立支援相談員等）、その他地域の実情等を勘案し、個別に協議を行う。
	2 スタッフの人員配置について、あったかふれあいセンター事業の規模上、基本形とされる2人の配置は必要ないと思われるため、1人にしてよいか。	スタッフには、あったかふれあいセンターの機能を遂行するとともに、コーディネーターのもとで、地域の課題や生活ニーズへの対応、地域のニーズに応じた新たな支え合いのしくみづくりを進め、支援する役割を担うため、2人は必要と考えている。しかし、地域の実情や事業規模等の特別の事情がある場合は、個別に協議する。
	3 新年度から新たに実施する事業所において、4月からすぐに必要な人員体制や必須機能が満たされない場合は事業採択されないのか。	職員の雇用が間に合わない等やむを得ない事情により、事業実施当初に承認されたおりの人員および必須機能が満たされていなくても、事業実施は可能とする。ただし、できる限り速やかに人員体制等が満たされるよう努力していただきたい。
	4 サテライトにあったかのスタッフが常時いる必要があるのか。	常時いなければならない、ということはない。たとえば地域の住民がボランティアとして主体的にサテライトの集いの場を動かしていき、定期的にスタッフが巡回して必要な支援を行う、といった形も可能。
	5 あったかふれあいセンター事業を受託する法人が、他の事業（移送のしくみづくりなど）で雇用している職員をあったかの職員として兼務することは可能か。	他の事業内容を、あったかふれあいセンターの一つの機能として取り込む形で実施するのであれば、その事業で雇用している職員を兼務して配置することを可能とする。ただし、他の補助事業等を活用して実施する場合は、事業費との内訳など一定の整理が必要。
	6 コーディネーターにベテランの職員を充てたいと考えているため、人件費の上限額を、コーディネーターとスタッフそれぞれで上限をみるのではなく、合計した額で算定することは可能か。 例) コーディネーター7,000千円+（スタッフ2,400千円+2,600千円）=12,000千円	不可。人件費についてはあくまでコーディネーター、スタッフそれぞれに上限を定めるものであるため、合計した金額ではなく、それぞれで上限をみていただくものとする。例) 対象額は、コーディネーター5,800千円+スタッフ5,000千円=10,800千円となる また、スタッフについても個人ごとの上限設定なのでよく確認をしておくこと。
機能	7 あったかのコーディネーターには該当する地区の個人情報をもってもらいたいと考えており、一括して地域の独居高齢者の情報を管理し、定期的に更新する作業を担ってもらいたいが可能か。	独居高齢者の情報を管理→更新が単なる作業になるのではなく、あったかの基本機能にプラスして実施し、具体的に地域住民への生活支援につながる取組体制としていくことが明確であれば可能。
	8 コーディネーターの役割としての活動を評価するためのツールとしては何があるか。コーディネーターの動きによってどれだけの成果があがったか、ということを経営の中でどう明記すればよいか。	ツールとしては、業務日誌や取組報告会などが考えられる。日誌であれば、コーディネーターがどのような視点でスタッフを育成していきながら、集いの場をマネジメントし、ニーズに応じたサービスやつなぎ等を行っているか把握できるよう記載内容を工夫することが必要になる。これらの様式は市町村の実情に併せて受託者と協議して作っていくことで、求められている視点なども共有でき、より良い取組につながっていくと思われる。
	9 同地域であったかふれあいセンターと集落活動センターを設置した際に、どのような連携体制をとる必要があるか。	連携体制に決まったものはないが、それぞれの地域の実情に応じてあったかふれあいセンターと集落活動センターを連携させることが必要。 例) ・あったかの利用のための送迎を集落活動センターに担ってもらうことで、活動を地域全体に広げる。 ・あったかの利用者のニーズを把握し、集落活動センターの機能である配食サービスにつなげ、高齢者の生活支援を行う。 ・地場産品の加工を目的とした集落活動センターに、あったかの機能を付加していく。
	10 地域で移送（買い物、通院等）を行う際、道路交通法による届け出等何らかの規制があるか。	有償で自動車を使用して移送をする場合については、道路運送法第4条による許可が必要。 →現在移送を行うあったかの事業所は全て無償で行っている。 なお、実施頻度等により何らかの届け出や関係団体等との協議が必要になることもあるので、必要に応じて運輸局に問合せが必要。
11 利用対象者の中で、関わるのが難しいと判断される方は断っても構わないか。	あったかふれあいセンターの概念として、あくまでも「誰もが利用できる」ことを原則として持っていただくこととする。ただし、あったかの機能で全ての課題を解決につなげようとするものではなく、関係機関や既存の取組などと連携をする中で課題解決につなげていくことが必要。そういった意味で、あったかでの直接的なサービスを行う利用対象者としてのターゲットを絞るという整理はありうる。	

あったかふれあいセンター事業に関するQ&A（H27.4）

項目	質問	回答
機能	12 配食サービスについて、地域の業者の仲立ちをする、ということも可能か。	可能。地域のお弁当業者を活用して配食を行ってもらおうと同時に見守りにも貢献してもらおうことで、利用者の方に何かあった際にあったかにつないでもらうなど、地域資源を活用した支援体制の構築が可能となると同時に地域の活性化にもつながる。
	13 集いの実施頻度について、「概ね週5日」とされているが、必ず週5日集いを実施しなければならないか。	集いは地域福祉の拠点としての基本的な機能であるため、実施頻度の目安を「概ね週5日」としているが、あったかによって重点を置く機能が異なるため、各地域ニーズに応じて各機能の実施頻度を調整していただいてかまわない。ただし、事業計画において実施頻度や取組内容を明確にしておくこと。
	14 訪問・相談・つなぎの密度はどう考えるべきか。訪問が概ね週2日とあるが、現体制で実施することができるか不安要素がある。	たとえば、集いの場に利用者が来ない場合に訪問によるアプローチを行ったり、あったかの送迎のついでに近隣を訪問することもできるのではないかと。集いだけでなく地域に業務を広げていくという視点を持っていただきたい。
	15 あったかふれあいセンター事業を社協等に委託し、社協等が一部事業を他の団体に再委託することは可能か。	可能。ただし、再委託する業務内容については、あくまでも拠点機能である3つの基本機能（集い、訪問・相談・つなぎ、生活支援）が一体的に取り組まれることによって、地域のニーズをキャッチし、柔軟できめ細かな支援を行っていくことができることとした本事業の趣旨に基づき、3つの機能を効果的、効率的に展開し、機能を拡充していくために必要とする業務であることが必要。 例） ・スタッフが3つの機能を効果的に取り組んでいくために、あったかふれあいセンターへの送迎にかかる業務を地域のシルバー人材センターに再委託する。 ・地域のニーズに応じ、サテライト機能や拠点機能を拡充していく場合、地域資源の活用という観点から、業務の一部を地域のNPO法人等に再委託する。
その他経費	16 日本財団の助成を受けて福祉車両を購入した場合、負担金は対象になるのか。	対象となる。車輛見積書の金額から助成金額を差し引いたものが自己負担額となり、50万円を上限として備品購入費で対応する。
	17 料理教室を行う際に、たとえば材料費に一人あたり200円必要である場合に、利用者から100円実費徴収して残りの100円をその他経費の材料費としてみることはできないか。	料理教室を行う場合は、料理したものをその場で食べる(もしくは持って帰る)ことで、利用者への還元ということになるため、実費徴収をしていただくこととする。足りない分はあったか以外の財源でみてもらう。折り紙、手芸などの創作についての材料費についても同じ考え。ただし、料理教室に使用する調味料や、創作に使用するはさみなどについては備品的な意味合いのものであるため、需用費で賄うことを可能とする。
	18 送迎や移動手段の確保等の機能を拡充する必要があると考えているが、車の購入についてはどのような想定をしているか。	備品の購入については、要綱で50万円以内と設定しており、車の購入は難しいので多くはリースでの対応となると思われる。車を取得したい場合は、リース契約時に、たとえば3年リースで4年後に引き取ることができるなどの方法も考えられる。また、日本財団等の助成事業を活用することも可能である。
	19 保険料について、保障内容の統一した基準などはあるか。	統一基準は設けないが、利用者の方に万一のことがあった場合に確実に保障が受けられる内容とするよう、要綱にも受託団体の遵守事項として位置付けている。
	20 事務費の上限額は人件費上限額の25%とあるが、コーディネーターが0.5人役の場合は人件費上限額も0.5人役分となるのか。	事務費の算出方法 （コーディネーター 5,800千円×人役+スタッフ 3,100千円×人数）×25% コーディネーター0.5人役、スタッフ2人の場合 （5,800千円×0.5+3,100千円×2人）×25%=2,275千円 となる。

あったかふれあいセンター事業に関するQ&A（H27.4）

項目	質問	回答
	21 市町村から事業所に対して、委託契約ではなく補助事業とすることは可能か。	不可。委託料は、本来発注者が実施すべきもので、補助金は受ける側が目的を持って実施するものに行政がバックアップするという意味合いのもの。本事業は市町村が目的意識を持って実施すべき内容を事業所に行ってもらうものであることから、実施主体である市町村が地域福祉を進めていくために事業所側に委託をするのが適当。
	22 社協があったかふれあいセンター事業を受託して実施する場合、定款への記載は必要か。	定款記載が必要と認められる事業規模として、「土地・建物の使用が伴う事業」「財政規模が大きい事業（職員配置が伴うもの）」等があり、あったかふれあいセンター事業を受託して実施する場合においては定款への記載が必要とされる。（法人社協モデル定款の総則に基づく）
	23 社協等の社会福祉法人があったかふれあいセンター事業を受託して実施する場合、消費税の対象事業となり、課税事業者となるのか。	基本的にはあったかふれあいセンター事業を受託して実施する社会福祉法人は消費税の対象事業となり、法人の全体の事業額が10,000千円を超える場合は課税事業者となり、税務署への届け出が必要となる。ただし、事業内容によっては課税対象とならない場合もあるため、それぞれの所管の税務署に確認をしていただくことが望ましい。
	24 県の補助金を活用せず、市町村単独事業（過疎債充当）もしくは国の補助金・交付金を活用してあったかふれあいセンターを実施する予定だが、計画書や各種報告書を提出しなくてはならないのはなぜか。	通常の市町村単独事業であれば、県への計画書の提出は不要であるが、過疎債（100%充当）を活用してあったかふれあいセンター事業を実施した場合、翌年度交付金を交付することとしている。その要件として、「あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱」に規定する対象事業を実施することとしており、計画書の提出及びヒアリングを実施している。 ⇒詳細は、平成24年2月6日付け23高福政1048号参照 国の補助金、交付金を活用する場合についても、事業内容を把握させていただくため、提出にご協力いただきたい。
その他	25 財源は、市町村単独事業（過疎債活用）や地域支援事業を活用してあったかふれあいセンターを実施しているが、「あったかふれあいセンター」という名称を使用して構わないか。また、研修などの案内もしてもらえるのか。	名称は使用して構わない。 研修の案内については、市町村単独事業（過疎債活用）は県で計画承認しており、該当市町村を把握しているが、その他の財源を活用している市町村については、当課へ連絡を入れていただきたい。
	26 あったか事業への寄付金があった場合、補助対象経費はどうなるのか。（例：あったかで使用する物品等の購入費に充ててくださるとの申し出があった場合）	総事業費から寄付金を差引いた額を補助対象経費とする。所要額調書等では、「その他の財源」欄に記載すること。 なお、寄付金の受け入れにあたっては、各団体の規則等に基づいて適正な受け入れを行うこと。
	27 利用状況等については業務日誌等で記録・管理している。「あったかふれあいセンター利用者データ管理ソフト」にも入力しなければならないのか。	業務日誌等と利用者データ管理ソフトの併用というよりは、これまで業務日誌等に記載していた内容をソフトへの入力に移行していただきたいと考えている。ただし、現在のソフトは自由記載に文字制限があったり、集計のため項目を限定したりしているなど、必ずしも使いやすいたとはいえない。ソフトが活用しやすいものとなるよう、事業所からご意見をいただき、開発していただいた日本福祉大学と協議してソフトのバージョンアップも行っていくので、できるだけ活用いただきたい。 ソフトの活用により事業所での個人情報の管理や利用状況の集計等が容易になり、関係者の情報共有やケース検討にもデータを活用していただける他、利用状況を分析することで各センターの特徴がみえてくるので、事業内容の見直しや事業計画への反映など事業の効果検証にも役立つと考えている。同ソフトを活用しなくても、同様のデータ収集と分析を行い、事業計画等に反映すること。
	28 利用者データを活用した中長期の事業計画書とはどのようなものか。	あったかふれあいセンター事業は、集いなどの機能により、地域ニーズの把握や課題に対応していく小規模多機能支援拠点であるとともに、地域福祉活動を推進する役割を担うものとしている。そのため、地域ニーズや課題の分析、事業目的や中長期の目指す姿等の明確化、実践、評価といったPDCAサイクルを回していくことが、あったかふれあいセンターの発展強化には必要であると考えている。特に決まった様式や要件等はないが、毎年県主催で開催している「あったかふれあいセンター推進連絡会」等において、作成ポイントやPDCAの取組の好事例等をお伝えしていくようにする。
	29 あったかふれあいセンターにその他の事業（地域支援事業、国補助金等）を活用する場合の留意点について教えてほしい。	あったかふれあいセンターにその他の事業（地域支援事業、国補助金等）を活用する場合、共通する経費（人件費、光熱水費等）の按分計算の仕方についての合理的な説明ができるようにしておくことが必要。その他、事業ごとに要件等があるため、個別の協議が必要。